

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2018年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

1 問1～問3に答えなさい。

問1

アニメーション制作会社であるX社はアニメーション作品Aの製作を検討しており、プロデューサー甲と法務担当者乙がクラウドファンディングによる資金調達について会話している。ア～エを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「作品Aの資金調達の際には、プロモーション効果も含めてクラウドファンディングで資金調達することを考えていますが、支援者に対してどのような見返りを提供するべきか検討が必要ですね。」
- 乙 「寄付型のクラウドファンディングは単純な寄付と同じですから、支援者に対する見返りは必要ありません。」
- イ 甲 「作品Aのエンドロールに支援者の名前を載せたり、支援者に対してオリジナル缶バッジをプレゼントしたりする購入型にしようかと思っています。」
- 乙 「購入型のクラウドファンディングは、支援者に対して支援金額以下の物やサービスの提供を行うことを見返りとしている場合は、金融商品取引法の規制を受けることになります。」
- ウ 甲 「購入型クラウドファンディングによって調達した金額が、目標金額に満たなかった場合には、作品Aの製作自体もあきらめようと思っています。その場合は、どのような形式がよいでしょうか。」
- 乙 「購入型で、実行確約型であれば目標額に達成しなくても調達した資金は利用できますが、ALL or Nothing（達成後支援）型の場合で目標金額を達成しなかった場合には、プロジェクトが不成立になり、資金の返済を行うこととなります。従って、ALL or Nothing型が望ましいですね。」
- エ 甲 「作品Aが大ヒットした場合には、支援者の方々にも支援していただいた金額以上の金銭分配をしていきたいと思っています。」
- 乙 「金融型の1つである投資型によって映画製作費を募集するため、作品内容や事業計画等をクラウドファンディング事業者のウェブサイトに掲載し、インターネットを通じた出資の勧誘を行う場合、クラウドファンディング事業者が金融商品取引法上の登録を行う必要があるので慎重に検討しましょう。」

問2

ア～エを比較して、集団投資スキームによる資金調達における有限責任性と損益の分配等に関する記述として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 製作委員会はそれ自体が映画製作の主体であり納税主体であるため、映画の興行収入が製作費を超え利益を計上した場合には、製作委員会として法人税の申告及び納税が必要になる。
- イ 合同会社は、株式会社と同様に会社それ自体が納税主体となるが、株式会社と異なり予め定款で規定された分配比率に応じて利益分配を行うことができる。
- ウ 製作委員会では出資者が無限責任を負うことになるが、有限責任事業組合では出資者は出資額を限度とする有限責任を負う。
- エ 匿名組合契約により映画製作を行った場合、匿名組合員はパススルー、かつ、出資額を限度とする有限責任を負う。

問3

映画配給会社である日本法人X社は、映画製作会社である米国法人Y社から映画作品Aの日本国内での配給権を取得することを検討しており、X社の海外事業部の甲と経理担当者の乙がY社に対する支払と社内の手続について会話している。ア～エを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「できるだけロイヤルティの支払を後に回したいので、アドバンスではなく配給売上の報告の都度ロイヤルティを支払う契約を締結したいと考えていますが、問題はありませんか。」
- 乙 「配給売上の報告のタイミングで、税務上もロイヤルティを損金計上することになります。支出が遅くなり、支出時に損金計上による節税効果を得ることもできるので、わが社の資金効率上、特に問題は生じないと思います。」
- イ 甲 「Y社から、資金繰りが苦しいからアドバンスで支払ってほしいといわれているのですが、わが社にとってはどのような影響があるのでしょうか。」
- 乙 「アドバンスは、税務上は前渡金として処理して、配給売上の報告の都度ロイヤルティの損金計上を行い、前渡金を減額する形になります。支出が早くなる上、支出時に損金計上による節税効果を得ることもできないので、わが社にとってはデメリットが大きいですね。」
- ウ 甲 「配給売上の報告の都度ロイヤルティの支払を行うのは煩雑だから、オーバレッジ（追加印税）の支払がない1回の契約金で終わらせたいと思っているのですが問題ありますか。」
- 乙 「配給権の取得が契約金の支払1回のみである場合には、たとえ許諾期間が3年間であっても税務上は一時の損金として取り扱って問題ありません。」
- エ 甲 「ヒットの可能性が未知数なので、ミニマムギャランティー（最低保証金）を支払ってオーバレッジ（追加印税）が生じた場合には支払を行う契約を締結したいと思います。社内的にはどのような手続が必要になりますか。」
- 乙 「ミニマムギャランティーをリクープ（回収）してからのオーバレッジの金額は、配給売上の報告の都度、支払と損金計上が必要になりますね。」

- 2 広告代理店X社は、菓子メーカーY社から、Y社が製造販売するお菓子のイメージキャラクターとしてキャラクターAを制作し、キャラクターAを使用した広告キャンペーンを実施することを委託された。問4～問6に答えなさい。

問4

X社のディレクター甲は、Y社キャンペーンサイトにおいてキャラクターAの絵柄を公表した後に、キャラクターAを利用したイラストを一般に募集し、キャンペーンサイトに掲載するとともに、人気投票の結果、上位に入賞したイラストの作者には賞品、さらに応募者全員にお菓子をプレゼントするという広告キャンペーンを行うことを検討している。甲とX社の法務担当者乙が、この広告キャンペーンを実施するにあたり注意すべき点について会話をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「キャラクターAの絵柄の制作はフリーのイラストレーター丙にも依頼したいと思いません。その場合、キャラクターAを第三者に利用させることについて、丙に対して何らかの権利処理が必要ですか。」
- 乙 「X社と丙との間でキャラクターAの絵柄の著作権をX社に譲渡する契約を結べば、キャラクターAを第三者に利用させることについては、一切の問題が生じません。」
- イ 甲 「キャラクターAの著作権がX社に帰属していることを前提とした場合、キャラクターAを描いて応募されたイラストの著作権もX社に帰属すると考えてよいですか。」
- 乙 「キャラクターA以外の絵柄などが書き加えられているイラストの場合には、直ちにX社に著作権が帰属するとはいえません。応募者に著作権が生じないようにするには、キャラクターAを翻案や変形せず、キャラクターAの複製となるよう、キャラクターAの線画をダウンロードできるようにして、着色するだけの『塗り絵』を応募させる方法にすればよいと考えます。」
- ウ 甲 「イラストにキャラクターA以外の絵柄も入れてよいということにしたい場合、実際に応募された作品を確認して、応募者ではない第三者の著作権を侵害するおそれのある絵柄についてはキャンペーンサイトには掲載しないという募集要項にすればいいですか。」
- 乙 「応募者ではない第三者の著作権を侵害するおそれがあるか否かを判定することは困難ですし、当該判定を誤って当該イラストを送信可能化したような場合、X社が著作権侵害の主体とされる場合があります。」
- エ 甲 「Y社キャンペーンサイトに掲載する募集要項に、第三者の著作権を侵害するおそれのある作品は応募してはならず、その上で、応募されたイラストの著作権はY社及びX社に帰属するという条件を記載した場合はどうなりますか。」
- 乙 「応募されたイラストの著作権の帰属について、応募した者の同意の意思表示が明確になるように、応募フォームに確認ボタンを設ける必要があります。このような同意確認のボタンがない場合は、経済産業省が発表している『電子商取引及び情報財取引等に関する準則』により、常に法的な同意がなかったものとされます。」

問5

X社は、キャラクターAを使用したスマートフォン用アプリケーションを制作し、Y社の広告キャンペーンの一環として、当該アプリケーションをインターネット上で無料配布することとした。ア～ウを比較して、X社の法務担当者乙の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア キャラクターAは、アプリケーションのアイコン、機能説明の画像等には使用されず、アプリケーションをスマートフォンにダウンロードした後においてのみ、当該スマートフォンにおいてのみ表示されるものとした。当該アプリケーションをダウンロードできるようにサーバーにアップロードしたことは、キャラクターAを送信可能化したことには該当しない。
- イ アプリケーションに、キャラクターAとの会話を楽しめる機能を付けた。当該機能で使用する音声データは予め用意しておいた台詞を声優丁が読み上げた音声から制作したが、どの音声再生されるかはプログラムが決定するものであるため、丁は著作権法が定める実演家には該当しない。
- ウ アプリケーションに、ユーザーがスマートフォンで撮影した画像とキャラクターAを合成し一枚の画像にできる機能を付けた。当該合成された画像を、X社及びユーザー以外の第三者がX社の許諾を得ずに複製や送信可能化行為を行った場合には、X社は単独でキャラクターAの著作権に基づく差止請求・損害賠償請求を行うことができる。

問6

X社では、キャラクターAを、自社が著作権を有するキャラクターとしてY社のキャンペーン以外でも起用される人気のキャラクターに育てたい方針である。ア～エを比較して、X社の方針を前提としてX社がY社とキャラクターAに関する契約を締結するにあたってのX社の法務担当者乙の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社との間の契約においては、キャラクターAの著作権がX社に帰属していることを明記し、その上で、Y社はキャラクターAをお菓子の販促等において非独占的に使用できるとするのがよい。
- イ Y社は、キャラクターAのフィギュアを、お菓子の「オマケ」として頒布したいと希望している。二次的著作物の著作権の帰属について明確にするため、当該フィギュアはX社が原型及び複製物を制作、製造した上、Y社に納入することとするのがよい。
- ウ Y社がキャラクターAを起用したCMを制作し、当該CMに使用するため、キャラクターAのテーマソングを制作することを予定している。この場合、当該テーマソングの制作費用はX社が負担し、原盤権をX社が保有することとするのがよい。
- エ キャラクターAの名称には、子供服で著名なメーカーW社の有名なブランドと同一の名称「petit garçon」が候補にあがった。W社は指定商品「被服」についてのみ「petit garçon」の商標権を有していたので、「被服」以外に「petit garçon」を使用するのであれば問題ない。

- 3 テレビ局X社では、出版社Y社が発行する漫画雑誌「Love」に連載された川原はるえの漫画「笑う門には福来たる」を原作とするドラマ「笑福」を制作し、放送することを検討している。問7～問9に答えなさい。

問7

漫画「笑う門には福来たる」のドラマ化について、X社のドラマ「笑福」の担当プロデューサーの甲と著作権担当者の乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「漫画『笑う門には福来たる』のドラマ化についてY社と話し合いができたのでドラマ化契約を締結したいと思います。契約はY社と締結すればよいですね。」
乙 「漫画『笑う門には福来たる』の作者川原はるえが著作者なので、Y社との契約は関係なく、川原はるえと直接ドラマ化契約を締結する必要があります。」
- イ 甲 「Y社によれば、川原はるえの著作権についてはY社が管理しているので、Y社とドラマ化契約を締結してほしいとのことです。」
乙 「著作権等管理事業は文化庁への届出が必要です。文化庁の登録状況一覧にはY社の名称はありません。川原はるえと直接ドラマ化契約を締結する必要があります。」
- ウ 甲 「Y社によれば、Y社は川原はるえと著作権管理委託契約を締結しているので、Y社とドラマ化契約を締結してほしいとのことです。」
乙 「わかりました。Y社とドラマ化契約を締結する場合、Y社が川原はるえと著作権管理委託契約を実際に締結しているかどうか確認をしておいてください。」
- エ 甲 「ドラマ化契約の締結の他に、ビデオグラム化やオンデマンド配信のための自動公衆送信権、並びに商品化権の契約締結も必要ですね。」
乙 「ドラマ化やマルチユースのために事前にすべての権利許諾を受けておけば、利用の際にどのような改変を行ったとしても、川原はるえから放送や商品化について差止めを受けることはありません。」

問8

ドラマ「笑福」の脚本について、X社の担当プロデューサーの甲と著作権担当者の乙が会話をしている。ア～ウを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「Y社とのドラマ化契約を締結すれば、脚本やその他取決めについての契約は必要ありませんね。」
乙 「『放送』についての地域や期間、回数等の取決めや、漫画をドラマ脚本にするための脚本家との契約も必要です。」
- イ 甲 「既に脚本家に依頼をしていて、もう3話まで台本を書いてもらっています。何か契約することはありますか。」
乙 「脚本家が協同組合日本脚本家連盟に所属している場合、至急その団体と脚本契約を締結する必要があります。」
- ウ 甲 「協同組合日本脚本家連盟にも所属しておらず、フリーランス（独立事業者）である脚本家に台本を書いてもらおうと思っています。どのように対応すればよいですか。」
乙 「フリーランスの脚本家であれば、脚本家との契約で職務著作となる旨を定めれば問題ありません。」

問9

その後ドラマ化が決定し、ドラマ「笑福」の主題歌は歌手月原巖が歌う楽曲「幸せ」に決定した。ドラマ「笑福」の放送開始後、ドラマ「笑福」のエンディングにおいて楽曲「幸せ」に合わせた“幸せダンス”が視聴者の間で人気となり、楽曲「幸せ」を使った動画「“幸せダンス”を踊ってみる」のインターネット動画サイトやSNSへの投稿が相次いだため、楽曲「幸せ」のレコード会社W社が、以下の条件をすべて満たす動画については、期限を限定して動画削除の手続を行わないこととしていた。

【略】

その後、ドラマ「笑福」の放送終了後、W社から、以下のような発表があった。

【略】

これを受けてX社の事業担当者の丙と著作権担当者の乙が会話をしている。ア～ウを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 丙 「ドラマ『笑福』のエンディングの中で、ドラマ『笑福』の出演者が“幸せダンス”をしています。この“幸せダンス”の振付を解説した動画を製作してDVDの特典映像として付けたいのですが、権利処理は必要ですか。」
- 乙 「“幸せダンス”は元々W社が振付師に依頼した振付ですが、楽曲提供されたドラマ『笑福』のエンディング中で使われているので、権利処理は不要です。」
- イ 丙 「インターネット上へは『“幸せダンス”を踊ってみる』というドラマの視聴者も含めた個人による動画がたくさんアップロードされており、ドラマのよい宣伝になりました。これは著作権法上、問題はないのでしょうか。」
- 乙 「“幸せダンス”の振付に基づいた個人によるダンスの動画をアップロードすることは著作権法上、私的使用のための複製に該当するので、問題はありません。」
- ウ 丙 「ドラマ『笑福』の放送終了後、W社が動画『“幸せダンス”を踊ってみる』を削除する旨の発表をしています。W社にはどのような権利があるのでしょうか。」
- 乙 「W社は、著作隣接権者として実演やレコード利用に関する許諾を得ていない動画について、著作隣接権の侵害として削除を請求することができます。」

4 問10～問12に答えなさい。

出版社X社と配信事業者Y社は、X社が出版する電子書籍について、Y社がこれから立ち上げようとしている配信サービスに関し、契約を締結しようとしている。次の文章は、Y社からX社に対して提示されたドラフトの一部である。

電子出版物配信に関する基本契約書

株式会社X社（以下「甲」という。）とY株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の電子出版物ファイルを乙が利用者に配信し提供するサービス（以下「本サービス」という。）の実施に関して、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約における用語の定義は、次に掲げる通りとする。

（1）電子出版物ファイル

電子出版物ファイルとは、甲が著作物等を編集加工し乙に提供する、デジタルネットワークを通じて配信可能な形態にしたものをいう。書名、著者名、あらすじ、表紙等の画像及び配信に必要な情報を含む。

（2）対応デバイス

対応デバイスとは、電子書籍リーダー、パーソナルコンピュータ、スマートフォン、iOS、Android OS、Windows OSなどを搭載したその他端末等、乙が認める特定のデバイスをいう。

（3）指定デバイス

指定デバイスとは、対応デバイスであってかつ利用者がその使用の正当な権利を有するものとして、利用者が乙所定の方法で登録した1つ又は複数のデバイスをいう。

（4）利用者

利用者とは、乙が別途定める利用規約に同意の上、本サービスを利用する個人若しくは法人をいう。また、利用者数とは、毎月毎のユニークユーザー数を指すものとする。

第2条（配信の許諾）

1. 甲は乙に対し、乙が電子出版物ファイルを以下に規定する方式で非独占的に利用者に配信することを許諾するものとする。

（1）電子出版物ファイルを、利用者が管理する指定デバイスに対しダウンロードする方式（以下「ダウンロード型」という。）

（2）電子出版物ファイルを、乙が管理するサーバーに格納し、利用者が当該サーバーにアクセスすることにより、インターネットブラウザ若しくは閲覧用ソフトウェアを通して閲覧する方式（以下「閲覧型」という。）

2. 乙は電子出版物ファイルの配信に際し、電子出版物ファイルの権利保護を目的として、不正アクセス防止措置及び不正コピー防止措置を講じなければならない。なお、これらの措置はその時点での技術水準を前提として一般的合理的に期待される水準を下回ってはならない。

（次ページに続く）

3. 乙は、甲の書面による承諾を得て、甲以外の者が提供する電子出版物ファイルとともに、電子出版物ファイルを一括して利用者に提供することができる。

4. 電子出版物ファイルの乙への提供は、電子出版物ファイル及びそれに係る著作権等の一切の権利の乙への譲渡を意味するものではない。

第3条（電子出版物ファイルの提供方法等）

1. 甲は、電子出版物ファイルの提供にあたり、電子出版物ファイルの甲が定める希望利用価格、配信の始期（あれば終期）、乙への提供フォーマット、対応デバイス、及び最低販売保証金等（以下「配信条件」という。）を定める。なお、甲は随時任意に希望利用価格、配信の終期等を変更することができる。

2. 甲及び乙は、電子出版物ファイルの乙への提供に必要な事項を、両者協議の上、別途取り決めるものとする。

3. 乙は、甲から提供された電子出版物ファイルにつき、善良な管理者の注意をもってデータの漏洩等が起きないように管理しなければならない。

4. 乙は、本サービスの実施にあたり、各対応デバイス向けの配信において必要がある場合、その必要最小限の範囲において電子出版物ファイルのフォーマット変換等を行うことができるものとする。これらの加工は電子出版物ファイルの同一性を損なうものではなく、加工後のファイルも電子出版物ファイルとして扱われるものとする。

第4条（乙による配信）

1. 乙は、提供を受けた電子出版物ファイルを、配信条件に従い配信を行わなければならない。

2. 乙は、第9条に定めた甲の保証に反する事実があると乙が判断する場合は、電子出版物ファイルの配信を停止することができる。

第5条（対価及び支払方法）

1. 本契約に基づく配信許諾の対価は次の通りとする。

(1) 電子出版物ファイル単位で利用者に提供される場合

(a) ダウンロード型 希望利用価格×50%×当月のダウンロード数

(b) 閲覧型 希望利用価格×45%×当月の利用者数

(2) 他の電子出版物ファイルとともに一括して利用者に提供される場合

当月の利用料金総額× $\frac{1}{2}$ × $\left(\frac{1}{\text{一括して提供される電子出版物ファイル数}}\right)$

+ $\frac{\text{当月の電子出版物ファイルのダウンロード数又は利用者数}}{\text{一括して提供される電子出版物ファイルの当月のダウンロード数の合計又は利用者数の合計}} \times 50\%$

2. （消費税に関する取決め）略

3. 乙は、毎月当月に発生した前項の定めに基づく配信許諾の対価につき、その翌月末までに甲に対しダウンロード数、利用者数等の配信状況を報告し、その翌々月末日までに支払うものとする。

4. （返品に関する取決め）略

5. （販売記録等の閲覧に関する取決め）略

（次ページに続く）

第6条（コンテンツの表示等） （略）

第7条（販促的利用）

甲は、電子出版物の宣伝、広告、利用者による購入促進等の目的で、乙が、特定の電子出版物ファイルにつき、利用者が無料で閲覧やダウンロードできるようにその一部を本サービスで提供することを許諾する。

第8条（電子出版物ファイルの二次的利用等）

乙は、甲の事前の許諾を得た上で、電子出版物ファイル（書名、著者名、あらすじ、表紙等の画像を含むがこれらに限られない）の一部を、本サービスの宣伝、広告、PR等に利用することができるものとする。対象となる電子出版物ファイル（作品、数、利用期間、閲覧可能範囲等）及び対価等の利用条件については別途甲乙間で協議の上決定するものとする。

第9条（甲の保証）

1. 甲は乙に対し、電子出版物ファイルに関して、その内容が諸法令に違反していないこと、乙が明示的に定める規制に反しないこと、及び著作者、著作権者を含む第三者の権利を侵害するものでないことを保証する。

2. 甲が乙に対し第2条で許諾する権利には、電子出版物ファイルに係わる著作権（複製権、公衆送信権その他現在存在する又は本契約の有効期間中に発生する支分権を含む）、商標権、肖像権その他一切の権利のうち、本サービスの実施に必要な権利が含まれていることを保証する。

3. 電子出版物ファイルに関して第三者との間で問題が発生した場合、甲は自己の責任と費用において当該問題を解決するものとする。但し、当該問題が対応デバイス、乙の配信システムの不具合に起因する場合等、乙の責に帰すべき事由によるときは、乙が自己の責任で当該問題を解決するものとする。

第10条（免責事項） （略）

第11条（秘密保持） （略）

第12条（権利義務の譲渡） （略）

第13条（解除） （略）

第14条（契約終了時等の措置）

1. 乙は、第4条第2項、前条の規定又は契約期間満了により、本契約が終了した場合には、直ちに甲の全電子出版物ファイルの配信を中止しなければならない。但し個々の電子出版物ファイルの再ダウンロード期間に限っては、当該利用者に対してのみ配信を行うことができる。

2. 前項又は個別契約の定め若しくは甲の指示により、電子出版物ファイルの配信が中止される場合、乙は配信中止後若しくは再ダウンロード期間経過後、速やかに電子出版物ファイルをサーバーから削除しなければならない。

第15条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。但し、期間満了1カ月前までに甲乙いずれからもなんらの申出がない場合は、さらに6カ月延長するものとし、以後も同様とする。

（次ページに続く）

2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は1カ月前に相手方に通知することにより本契約を将来に向かって解約することができる。

3. 第9条、第10条、第11条、第13条第3項、第14条及び本条本項の規定は、本契約の終了後も有効に存続する。

(以下略)

X社の契約担当者丁と、その上司丙とが、Y社から提示されたドラフトについて検討を行っている。問10に答えなさい。

問10

ア～エを比較して、丁の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 丙 「わが社が提供した電子書籍は、必ず配信される契約になっていますか。」
丁 「はい。第3条第1項で、わが社が価格や配信の始期、終期などの配信条件を定めることができ、第4条第1項で、Y社は配信条件に従い配信を行わなければならないとされているので、必ず配信されます。」
- イ 丙 「わが社が指定した価格で販売されると考えてよいですか。」
丁 「はい。電子書籍も書籍の一種ですから、いわゆる再販制度が適用され、版元であるわが社が決めた価格で市販されます。」
- ウ 丙 「Y社は、Y社の配信サービスサイトの宣伝目的で、わが社の電子書籍の中身の一部をY社の広告などに使うことはできますか。」
丁 「はい。第7条にも規定されているように、電子書籍の販促にもなりますから、Y社は使用することができます。」
- エ 丙 「わが社とY社との契約が終了した場合には、Y社には配信権限がなくなるのだから、わが社の電子書籍はY社から配信すなわち利用者への公衆送信が行われることはないと考えてよいですか。」
丁 「いいえ。利用者が端末を買い替えたときなどのために、購入履歴がある電子書籍を再ダウンロードできるため、契約が終了しても配信が行われることはあり得ます。」

【第30回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

その後、X社はこのドラフトに次の修正を加えてY社に提示した。X社の修正について、Y社の法務部の部長戊と部員己が検討している。問11に答えなさい。

(X社の修正)

・第2条に第2項として以下の文を挿入する。

「甲は、利用者による電子出版物ファイルの利用について、以下の制限を課す。

(1) 指定デバイスは、1人の利用者につき同時に3台までとする。

(2) 電子出版物ファイルのプリントアウトは行えない。」

・第4条第2項を、以下の文章に差し替える。

「第9条に定めた甲の保証に反する事実があると乙が合理的に判断する場合は、乙は速やかに甲に通知し、甲乙協議の上電子出版物ファイルの取扱を取り決めなければならない。」

・第7条に以下の文章を第二文として追加する。

「対象となる電子出版物ファイル（作品、数、閲覧可能範囲等）等の諸条件については別途甲乙間で協議の上決定するものとする。」

問11

ア～エを比較して、己の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 戊 「第2条第2項第1号の修正は受け入れても問題ないですか。」
己 「わが社のサービスの利用者を定義する第1条第4号に法人が含まれているため、追加してきたのだと思います。法人の場合は同時アクセスする端末数が増えることが予想されますから、法人を利用者から外して、法人向けの別条件を提示したほうがよいかもしれません。」
- イ 戊 「第2条第2項第2号の修正はどうですか。利用者へ提示する利用規約案にはプリントアウトについての記載は用意していませんね。」
己 「利用者のプリントアウトは、著作権法上、私的使用目的の複製として常に許容されるので、利用者を個人に限定すれば、第2号の修正に応じる必要はありません。」
- ウ 戊 「第4条第2項の修正を受け入れると、どのような違いが出ますか。」
己 「わが社の判断に合理的な根拠が求められることと、事前の協議なく配信停止できないことに違いが生じます。」
- エ 戊 「第7条の修正は、どのような意味がありますか。」
己 「第7条は、立ち読みやサンプルの配布などを想定した条項です。ミステリーで結末部分だけは立ち読みさせないとか、長編をいくつかのコンテンツに分割して、最初の部分を無料配布するとか、という使い方を想定し、そのような販促手法を協議事項としたという意味でしょう。」

【第30回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

さらにその後、X社からの修正が反映され、この契約が成立し、Y社の配信サービスがスタートしたとして、Y社はそのサービスの中で行う「話題の本1000冊読み放題」という企画を立てた。企画内容は、利用者が専用の閲覧用ソフトウェアを通して閲覧する方式で、利用料金が月額1000円である。さらにX社は上記企画に参加して1冊の配信許諾を行った。X社が指定した希望利用価格は800円である。問12に答えなさい。

問12

ア～エを比較して、ある月の上記企画の利用者数が15000人で、X社が提供した電子書籍を閲覧した利用者数が3000人であった場合、X社に配分されるその月の配信許諾の対価として、最も適切と考えられるものはどれか。但し、消費税額の計算は不要である。

- ア 120万円
- イ 75万3750円
- ウ 1万5000円
- エ 108万円

- 5 映像製作会社であるX社は、脚本家の志那理央に、コミック作品A（著作権者は古見筑太）を原作としたアニメーション映画の脚本執筆を依頼した。次の文章は、その脚本執筆に係る脚本契約の契約書のドラフトの一部である。問13～問14に答えなさい。

脚本契約書

株式会社X社（以下「甲」という。）と、志那理央（以下「乙」という。）とは、甲が製作するアニメーション映画「B」（以下「本映画」という。）のため、乙が脚本を執筆することに関し、以下の通り契約を締結した。

第1条（脚本執筆業務）

（1）甲は乙に対し、古見筑太が著作権を有するコミック作品Aを原作として、甲が製作する本映画のために、その脚本（以下「本脚本」という。）の執筆を依頼し、乙はこれを承諾する。

（2）甲は乙に対し、1回ないし複数回のリライト（書き直しまでは至らない軽微又はそれ以上の修正を含む。以下同じ）を要請することができ、乙はこれに応じてリライトするものとする。

（3）本脚本とは、本契約に基づき乙が最初に甲に提出する脚本及び前項のリライト要請の結果としての乙によりリライトされたすべての脚本をいう。

第2条（納期）

（1）乙の甲に対する本脚本の第1稿の納期は、○年○月○日とする。

（2）第2稿以降の納期は、別途甲乙協議の上決定する。

第3条（甲の指示等）

（1）乙は、本脚本の執筆又はリライトに関し、本映画の企画意図、登場人物、製作条件、上映時間その他脚本作成上必要な項目につき、甲の指示を尊重しこれに従うものとする。

（2）甲は、本脚本を自由に翻案又は変更できるものとし、乙は予めこれを承認する。

第4条（対価）

（1）甲は乙に対し、本脚本の執筆料（本映画の劇場における上映の対価を含む）として、金○○○円（消費税別）を、本脚本の決定稿の受領後60日以内に、乙の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は甲の負担とする。

（2）本映画が以下の方法で利用される場合は、甲は乙に追加報酬を支払う。

（二次使用の例と報酬の算定数式） 略

（3）甲は、前項の追加報酬を以下の方法により支払うものとする。

①毎年6月、12月の各月末日をもって締め切り、翌々月末日（但し、末日が指定金融機関の休業日の場合はその前日）までに振込により支払うものとする。振込にかかる手数料は甲の負担とする。

②当該計算期における支払金額が5000円未満の場合は、その支払を翌期に繰り越しができるものとする。

（次ページに続く）

【第30回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

第5条（権利の帰属）

本契約に基づき本映画を製作する権利は、日本を含む全世界において永久的かつ独占的に甲に帰属する。

第6条（クレジット）

甲は、本脚本に基づき本映画を製作した場合、本映画のタイトルロール又はエンドロールその他甲が適当と考える箇所に、乙が関与したことを表記する。

第7条（乙による保証）

乙は、甲に対し、本脚本が第三者の著作物の著作権、実存の人物のプライバシー権、名誉権、パブリシティの権利若しくはその他の人格権等第三者の権利及び利益を侵害していないことを保証する。

第8条（改変等）

本映画に関して、日本を含む各国における審査機関の審査、またテレビ放映等に際して中断又は短縮などがあり得るため、乙は、甲がそれらの状況に対応するため又は本映画のマーケティング力向上のため、甲が本映画を再編集その他の改変を加えて使用・収益することを、予め承諾する。

第9条（権利義務の譲渡）

乙は、甲からの事前の書面による同意なく、本契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することができない。

（以下略）

問13

このドラフトについて、X社の契約担当者が検討を行っている。ア～ウを比較して、担当者の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 第1条では、どの段階で脚本が完成したのか確定できないと、業務を特定したことにならないため、わが社が完成と認めた段階で脚本が完成したとする項目を入れたほうがよい。
- イ 第6条のクレジット表記は、その具体的表記や場所、サイズなどの決定権はあくまでもわが社にあるという条項を追加しておいたほうがよい。
- ウ 第9条の権利義務の譲渡の禁止は、脚本家のみの義務としているが、通常お互いに約束するものなので、双方が同じ義務を負うよう変更しなければならない。

問14

ア～ウを比較して、この脚本契約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 双方が合意する限り、本脚本の執筆料の支払を、映画公開後3カ月の時点とすることは差し支えない。
- イ 本映画は、本脚本の著作物の二次的著作物にあたるようになるので、映画の再編集等の行為に、著作権法上脚本家の権利が及ぶことになるから、事前の承諾を得ておくべきである。
- ウ 本脚本の著作権の譲渡をX社が受けることもできるが、その場合は著作権の譲渡であること及び、著作権法第27条及び第28条の権利を含むことを明記しておく必要がある。

【第30回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

6 東京都千代田区に主たる営業所を置くX社は、漫画Aの著作権者である。X社は、広島県広島市に主たる営業所を置くY社に対し、漫画Aに登場するキャラクターBをポスターに使用することを許諾するライセンス契約を締結した。その後、Y社は、X社から許諾を得ずにキャラクターBを使用した商品を製造し、広島市内で販売している事実が判明した。そこで、X社はY社を被告として、キャラクターBを使用した商品の製造販売の差止めと、200万円の損害賠償を求める訴訟を提起することにした。この訴訟への今後の対応について、X社の法務部の部員である甲と乙が会話している。問15～問17に答えなさい。なお、当該ライセンス契約において、管轄の定めはないものとする。

問15

ア～エを比較して、甲の質問に対する乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲の質問 「X社がY社に対して訴訟提起する場合、どの裁判所に訴訟を提起することができますか。」

- ア 「東京地方裁判所に提起することができます。」
- イ 「広島地方裁判所に提起することができます。」
- ウ 「大阪地方裁判所に提起することはできません。」
- エ 「名古屋地方裁判所に提起することはできません。」

問16

X社は、Y社に対して訴訟を提起した。この訴訟の今後の進行について、甲と乙が会話している。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

甲 「仮にY社側が答弁書を提出せず、また、第1回口頭弁論期日に誰も出頭しなかった場合、この訴訟はどうなりますか。」

乙の発言1 「その場合、Y社は、原則としてX社が主張する事実を認めたこととなります。」

甲 「Y社側が争う姿勢を見せ、裁判が続行されることになった場合、続行される民事裁判の手続はすべて公開の法廷で行われますか。」

乙の発言2 「はい。裁判の公開は憲法が定める重要な理念であるため、これに従って、民事裁判の手続はすべて公開の法廷でのみ行われます。」

甲 「裁判の係属中に、和解することになったとします。和解は裁判上、裁判外のどちらですべきですか。」

乙の発言3 「裁判上の和解も裁判外とする和解も法的な効力は全く変わりません。従って、日を置くとY社が翻意する可能性があるなど迅速に和解することが重視される場合には、裁判外の和解をすべきです。」

甲 「結局和解できずに訴訟手続が続くことになった場合、証人尋問は必ず行われますか。」

乙の発言4 「はい。裁判を受ける権利を実質的に保障するため、各当事者が権利放棄をしない限り、X社側、Y社側ともに、最低1人の証人尋問が実施されることとなります。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

問17

ア～エを比較して、甲の質問に対する乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

甲の質問 「X社が提起した訴訟について、キャラクターBを使用した商品の製造販売の差止めと、100万円の損害賠償請求を認容する判決が出されました。控訴の可能性について検討しなければならないので、控訴について教えてください。」

- ア 「Y社は、X社が有する債権が時効消滅するまでの間であれば、いつでも控訴することができます。」
- イ 「Y社は敗訴したので控訴することができますが、X社は控訴することができません。」
- ウ 「X社とY社が書面により合意した場合であっても、Y社は控訴せずに最高裁判所へ上告のみすることはできません。」
- エ 「控訴する権利は、放棄することができます。」

7 問18～問45に答えなさい。

問18

X市地域振興課では、X市内にあるY芸術大学の大学生と協力して、「X市文化祭」と称するイベントを開催することとした。甲はX市地域振興課で、当該イベントの企画作成を担当している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「X市文化祭」の会場において、X市立美術館が所蔵する絵画の複製物を展示することとした。これらの絵画の複製物には絵画の著作権者の展示権が及ぶが、「X市文化祭」の運営にY芸術大学の大学生がボランティアとして参加することにより、著作権法に定める学校その他の教育機関における例外規定が適用される。
- イ 「X市文化祭」の会場において、X市出身の彫刻家乙が制作し、X市が所有する彫刻Aも展示することとした。X市は彫刻Aの所有者であるので、「X市文化祭」を告知するポスターに彫刻Aを撮影した画像を使用することができる。
- ウ 「X市文化祭」の会場において、X市出身の劇作家丙が書いた戯曲が脚本化され、出版されている。当該脚本に基づき、Y芸術大学の大学生が上演することとした。出演する大学生に対しては、練習場所の無償提供及び上演当日の交通費や食事費は支給することとするが、「X市文化祭」は入場無料であり、この上演も無料で観られるものとするので、丙の上演についての許諾は不要である。
- エ 「X市文化祭」の会場において、来場者が好きな展示作品を選び、パソコンに保存された当該展示作品の画像を使用して、バッジや絵はがきを作成し、持ち帰ることのできるコーナーを設置することにした。当該バッジや絵はがきの作成は、私的使用のための複製に該当するため、展示作品の著作権者に許諾は不要である。

問19

演歌歌手を目指す大学生の甲は、自宅のパソコンを用いて自主制作のCDを作り、2018年秋の学園祭で販売しようと計画している。このCDの著作権表示について、甲が、同じ大学に通う法学部の友人乙に尋ねている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「このCDに収録する楽曲は、すべて僕が作詞作曲したオリジナル作品なので、©表示は『© 2018 甲』とすればよいかな。」
乙 「万国著作権条約第3条第1項によると、『© 2018 甲 All rights reserved.』とするのが正しいよ。」
- イ 甲 「このCDは僕の自主制作なのだけど、Ⓟ表示はどこにどのように付したらよいかな。」
乙 「『実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約』第11条によると、容器又はCDに『Ⓟ 2018』とか『Ⓟ 2018 甲』と表示すればよいよ。」
- ウ 甲 「このCDに©表示を付さないと、著作権法上どんな不都合があるのかな。」
乙 「日本の著作権法は無方式主義をとっているから、著作権法による保護を受けるために©表示が必須ではないけれど、©表示を付していないと、日本国内の権利侵害者に対して善意侵害の抗弁を許すことになるよ。」
- エ 甲 「このCDにⓅ表示を付さないと、著作権法上どんな不都合があるのかな。」
乙 「日本の著作権法は無方式主義をとっているから、Ⓟ表示は©表示と同様に必須ではないけれど、Ⓟ表示を付していないと、日本国内で二重譲渡の問題が生じたときに第三者に対抗することができなくなるよ。」

問20

ベンチャー企業X社の社長甲は、人気アニメ声優による朗読CDやDVDを発売しようと計画している。甲は、不正コピー等の問題が心配になったので、音楽業界で働く乙に相談をした。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「朗読CDは、コピーコントロールをかけて発売する予定ですが、これを回避するプログラムがインターネット上で提供された場合、わが社は、不正競争防止法に基づいて、どのような民事上の請求をなすことができますか。」
- 乙 「不正競争により営業上の利益を侵害された者として、当該プログラムの提供者に対し、提供の差止めや損害賠償を請求することができます。但し、当該プログラムをダウンロードして実際にコピーコントロールを回避した者に対しては、不正競争防止法に基づいて、民事上の請求をすることはできません。」
- イ 甲 「朗読DVDは、アクセスコントロールをかけて発売する予定ですが、これを回避するプログラムをインターネット上で提供した者は、著作権法上、どのような刑事責任を問われることとなりますか。」
- 乙 「著作権法は、他人が無断で著作物のコピーを行うことについて、これを禁止する権利を付与する法律ですので、当該プログラムの提供者は、著作権法上、刑事責任を問われることはありません。」
- ウ 甲 「朗読CDのコピーコントロールや朗読DVDのアクセスコントロールを回避するためのプログラムをインターネット上で提供した者は、不正競争防止法上、どのような刑事責任を問われることとなりますか。」
- 乙 「当該プログラムの提供者は、不正競争防止法に基づいて、民事責任を負うのみで、刑事責任を問われることはありません。」
- エ 甲 「万一、朗読CDや朗読DVDの不正コピー品がインターネット上に出回った場合、不正コピー品であることを知りながらこれをダウンロードした者は、著作権法上、どのような刑事罰を受けることとなりますか。」
- 乙 「二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金、又はその両方が科されることとなります。但し、パブリックドメインとなった小説の朗読CDや朗読DVDをダウンロードした場合は、刑事罰を受けることはありません。」

問21

X社では、若手社員が定期的集まって、著作権に関する勉強会を催している。この勉強会に初めて参加した新入社員の甲と入社3年目の乙が、勉強会の後で意見交換をしている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「何らかの形で創作者の個性が表れているか否かが著作物性の有無を判断する際のメルクマールになるのですね。」
乙 「その通りだよ。だから、就職活動中の学生が駅前の自動証明写真撮影機で撮った証明写真であっても、不敵な笑みを浮かべたり、奇抜な色のネクタイを着けたりして、その人自身の個性がその証明写真に表れていれば、著作物として認められるだろうね。」
- イ 甲 「決まり文句で書かれた時候の挨拶文などは、筆者の個性が表れているとはいえないので、著作物性は否定されそうですね。」
乙 「その通りだね。だから、その著作物性のない挨拶文を、書道家が独特の筆致で鑑賞用の書をしたためたとしても、その書は著作物として認められることはないだろうね。」
- ウ 甲 「キャッチフレーズとか標語とかスローガンといった短い言語表現については、その著作物性が認められるのはなかなか難しいようですね。」
乙 「そうだね。例えば、書籍の題号については、著作物として認められることは少ないと考えられるね。」
- エ 甲 「わずか17字の言語表現である俳句については、凡庸なものであっても著作物性が認められることが多いようですね。」
乙 「そのようだね。但し、仮に俳句を題号にした書籍があったとしたら、その題号の著作物性は否定されるよ。」

問22

イベントや企画制作のコンサルティング等を行っているX社の営業部の部員甲と法務部の部員乙は、ファッションショーにおけるスタイリング等の著作物性に関する判決（知財高裁平成26年8月28日判決）について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「著作物にあたるとして著作権法上争いになる可能性があるものとして、どのようなものに気をつける必要がありますか。」

乙の発言1 「モデルのメイクアップ、ヘアメイク、アクセサリー、衣装などが著作物として著作権法による保護を受けられるか、という争いになる可能性があります。」

甲 「著作物となるかどうかの判断基準としては、どのようなものがありますか。」

乙の発言2 「一般的には、思想又は感情が創作的に表現されている場合には、著作物に該当するものとして、著作権法による保護を受けられます。また、創作的といえるかどうかは、厳密な意味での作成者の独創性が表現として表れていることまでは必要としませんが、作成者の何らかの個性が表現として表されていることは必要です。」

甲 「アクセサリーや衣装も同じ判断基準で著作物となるかが判断されますか。」

乙の発言3 「アクセサリーや衣装が、主として、大量生産されるファストファッションのブランドのものである場合は、その性質上、実用に供される目的で作成されたものと考えられます。このように量産される美術工芸品は、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えているかどうかという判断基準で、美術の著作物として保護されるかどうかを判断することが考えられます。」

甲 「モデルのポーズについては、著作権法上、問題になることはありますか。」

乙の発言4 「ポーズや動作が著作物として保護されるかという問題はあります。その場合、アクセサリーや衣装と同様に、美術の著作物として保護されるかどうかは問題となります。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

問23

レコード会社X社は、歌手で女優の林昌子のデビュー55周年を記念したベストアルバム（CD）を2020年にリリースすることを予定しており、X社のプロデューサー甲は、このベストアルバムの購入特典として、林昌子の映画やテレビドラマにおける歌唱シーンの映像を収録したDVDを付属しようと企画している。このCDと特典DVDについて、甲とX社の法務部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「このベストアルバムは、是非ともファンの皆様に買ってもらいたいので、できるだけレンタル禁止期間を長くしたいと思います。最長で何カ月禁止できますか。」
乙 「邦盤のアルバムについては、ケース等に『発売年月日 ㊦ ㊧』と表示することで、最長で13カ月レンタルを禁止することができます。」
- イ 甲 「林昌子が主演し、1966年に放送事業者Y社が放送したテレビドラマ『知財繁盛記』の歌唱シーンの映像を特典DVDに収録したいのですが、このテレビドラマの著作権は映画会社Z社が有しています。この場合、特典DVDへの収録について、Z社だけでなく、Y社からも許諾を得る必要はありますか。」
乙 「そのテレビドラマの一部を特典DVDに収録することについては、映画会社Z社の著作権だけでなく、放送事業者Y社の著作隣接権も及びますので、Y社からも許諾を得る必要があります。」
- ウ 甲 「林昌子が主演し、1972年に公開された映画『銀座チザイ娘』の歌唱シーンの映像を特典DVDに収録したいのですが、この映像には、林昌子以外にも、女優の藤玲子が映っています。この場合、特典DVDへの収録について、藤玲子本人又はその所属事務所から許諾を得る必要はありますか。」
乙 「映画のシーンの映像ですから、いわゆるワンチャンス主義の適用がありますので、藤玲子又はその所属事務所から許諾を得る必要はありません。」
- エ 甲 「特典DVDに収録した『知財繁盛記』や『銀座チザイ娘』の歌唱シーンの映像が動画投稿サイトに違法アップロードされた場合、わが社は単独でこれを差し止めることができますか。」
乙 「わが社は、この特典DVDのレコード製作者ですので、単独でいつでもその違法アップロードを差し止めることができます。」

問24

芸能プロダクションX社に所属するシンガーソングライター甲は、2017年にレコード会社Y社が主催する野外音楽フェスティバルに出演した。この野外音楽フェスティバルの終了後、甲とX社の法務担当者乙が会話をしている。ア～ウを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「私が作詞作曲しレコード会社Y社から発売した楽曲Aを、私がギターの弾き語りで歌っていた時に、ある観客がスマートフォンを用いて無断で私を撮影していました。この観客がSNSに無断でその映像をアップロードした場合、Y社は、これを差し止めることができますか。」
- 乙 「Y社は、楽曲AについてY社が有するレコード製作者の権利を侵害するものとして、その無断アップロードを差し止めることができます。」
- イ 甲 「この野外音楽フェスティバルは、全国各地の映画館に生中継され、有料で上映されました。その歌唱シーンを映画館の観客が盗撮し、SNSに無断でアップロードした場合、私は、これを差し止めることができますか。」
- 乙 「映画館に生中継され、スクリーンに上映された映像は、あなたの実演家の権利を侵害するものとして、その無断アップロードを差し止めることができます。」
- ウ 甲 「Y社は、この野外音楽フェスティバルを録音したライブ盤CDを2018年秋頃に発売する予定です。この場合、私の実演に係る著作隣接権の存続期間満了日はいつになりますか。」
- 乙 「そのライブ盤CDの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年ですから、2068年12月31日になります。」

問25

大学生甲は、研究論文の執筆をしている。論文の執筆にあたり、専門書や他の論文などに記載されている内容を自分の論文に引用したいと考えている。この際、著作権法上注意しなければならないことについて、友人乙と会話をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ある技術についてわかりやすく解説した書籍があるのだけど、奥付を見ると『禁転載』と書いてあるんだ。この場合は、引用できないということなのかな。」
乙 「そのような記載があっても、著作権法上の引用の要件を満たせば、引用することができるよ。」
- イ 甲 「他人の著作物を引用する際、出所を明示しなければならないとのことだけど、これに違反した場合はどうなるのかな。」
乙 「著作権法上の引用と認められなければ複製権侵害を問われるリスクはあるけど、出所を明示しなかったとしてもそのことについて刑事罰が科されることはないよ。」
- ウ 甲 「知り合いからまだ発表されていない論文を借りたのだけど、これを少しだけ引用したとしても問題になるのかな。」
乙 「引用する分量にかかわらず、未公表の著作物を引用することはできないよ。」
- エ 甲 「フランスで発表されている論文からも文章を引用したいのだけど、フランス語表記のまま記載しなければならないのかな。」
乙 「著作権法上の引用の規定により著作物を利用する場合は、日本語に翻訳して利用することができるよ。」

問26

美術品の蒐集家である甲は、著名な芸術家乙の絵画や彫刻を蒐集しており、自宅敷地内にある私設美術館でこれらの乙の絵画や彫刻の展覧会を行うことを検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 自宅敷地内にある私設美術館で2カ月ほど絵画や彫刻を展示して無料で多くの人に見てもらおう。
- イ 展覧会の宣伝も兼ねて、自宅前を通る人達に見てもらおうように、少し変わった彫刻を自宅のガレージ脇に設置して常設展示しよう。
- ウ 私設美術館で展示する際に、美術館に来た人向けに小型のリーフレットを作成して、そこに展示する絵画や彫刻の写真を掲載しよう。
- エ 展覧会が終わった後、いくつかの絵画を売りに出したいので、インターネット・オークションに出品して、このオークションサイトにこれらの絵画について、解像度を落として名刺サイズにしたサムネイル画像を掲載しよう。

問27

映画会社X社は、スマートフォン向けコミュニケーションアプリのスタンプとして人気沸騰中の擬人キャラクター「ワカちゃん」と「チカちゃん」を主人公とする劇場用アニメーション映画を製作中である。なお、両キャラクターは、アプリ制作会社Y社が開発し、当該アプリにおいてY社の著作名義で提供するものである。両キャラクターの権利関係について、X社のプロデューサー甲と法務部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「『ワカちゃん』は、Y社で働く派遣労働者がY社の発意に基づき職務上作成したもののようです。この場合、『ワカちゃん』の著作者と著作権者は誰になると考えられますか。」
- 乙 「労働契約上の使用者は派遣元企業になりますので、就業規則や派遣契約の中に知的財産権の帰属に関する別段の定めがない限り、『ワカちゃん』の著作者と著作権者は派遣元企業になります。」
- イ 甲 「『チカちゃん』は、Y社の取締役がY社の発意に基づき職務上作成したもののようです。この場合、『チカちゃん』の著作者と著作権者は誰になると考えられますか。」
- 乙 「取締役は業務に従事する者ではありませんが、就業規則や取締役委任契約の中に知的財産権の帰属に関する別段の定めがなく、創作に関する指揮命令・監督関係がある場合には、『チカちゃん』の著作者及び著作権者はY社になると考えられます。」
- ウ 甲 「わが社がY社と両キャラクターの映像化許諾契約を締結した上で、この映画を製作し、公開したにもかかわらず、Y社が第三者に両キャラクターの映像化を許諾した場合、わが社は、どのようにすれば当該第三者に対抗することができますか。」
- 乙 「わが社がY社から映像化許諾を受けた日や期間を当該第三者よりも先に文化庁の著作権登録原簿に登録することで、当該第三者に対抗することができます。」
- エ 甲 「この映画の中には、『ワカちゃん』と『チカちゃん』が恋に落ちるキャラクターとして、わが社が創作した『カズマ君』を新たに登場させる計画です。この新キャラクターに係る知的財産権を保護するために、どのような措置を講じるのが適切ですか。」
- 乙 「例えば、文化庁の著作権登録原簿に『カズマ君』の創作年月日を登録することで、著作権による保護が可能です。この登録により、わが社が『カズマ君』の著作権を有するとの法律上の推定を受けることができます。」

問28

日本民間放送連盟に加盟する放送事業者X社は、自ら製作委員会を組成し、幹事会社として、劇場用実写映画「チザイ対ダザイ」を製作することとなった。この映画について、X社の映画事業部に所属するプロデューサー甲とコンテンツ推進部に所属する乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「この映画の監督は、外部のフリーランスに依頼するつもりです。将来この映画を二次利用した場合の追加報酬について、監督契約の中でこれを支払わない旨を取り決めることは可能ですか。」
- 乙 「劇場用映画を二次利用した場合には、日本映画製作者連盟と日本映画監督協会との取決めに基づく追加報酬を監督に支払うことが慣行であると認められている裁判例がありますので、これを支払わない旨の取決めは、公序良俗に反し無効です。」
- イ 甲 「将来この映画を二次利用することについて、主人公の太宰治虫役を演じる俳優の丙から予め許諾を得ておくべきですか。」
- 乙 「日本民間放送連盟に加盟するわが社が製作する劇場用実写映画には、いわゆるワンチャンス主義が適用されませんので、丙と締結する出演契約の中で将来の二次利用について予め許諾を得ておく必要があります。」
- ウ 甲 「人気音楽プロデューサー丁がこの映画のために書き下ろしたオリジナル楽曲『会いたくなかった』をこの映画の主題歌にしようと思います。丁が音楽出版社を経由して当該楽曲の著作権をJASRACに信託した場合、わが社は、劇場上映に際して、当該楽曲の使用料を支払わなければなりませんか。」
- 乙 「JASRACの管理楽曲の場合、映画のための委嘱楽曲であれば、所定の手続を経ることにより、当該楽曲の劇場上映に係る録音使用料と上映使用料の免除を受けることができます。但し、劇場上映以降の二次利用については、JASRACの使用料規程に基づく使用料を支払う必要があります。」
- エ 甲 「この映画を二次利用した場合、主題歌『会いたくなかった』の実演家やレコード会社に対する権利処理は、どのようにして行われますか。」
- 乙 「この映画の二次利用に際してJASRACに支払う使用料には、当該楽曲の実演家やレコード会社に対する使用料が含まれていますので、この支払をもって権利処理が行われます。」

問29

出版社X社の法務担当者丙と丁が、著作権者と著作権者（法文上は複製権者又は公衆送信権者）について、会話をしている。ア～ウを比較して、丁の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

丙 「著作権者には、著作権者の保護を目的とした義務がいくつか課せられていますが、その中にはどのようなものがありますか。」

丁の発言1 「継続出版義務というものがあります。これは、出版社は出版後著作権の存続期間が満了するまで出版を継続するという義務です。」

丙 「出版を継続するとは、どのような意味ですか。」

丁の発言2 「常に読者が書店で入手可能な状態とすることです。品切れは許されません。」

丙 「このような義務が課せられている理由は何ですか。」

丁 「著作権が設定されると、著作権者自らも出版行為ができなくなり、その著作物を読むことができるのは、著作権者からの出版物に限定されるからです。」

丙 「著作権者が義務違反したらどうなるのですか。」

丁の発言3 「著作権者は、3カ月以上の期間を定めて出版継続を催告でき、継続されない場合は著作権の消滅、すなわち出版契約を解除することができます。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

問30

X社は、自社で使用するソフトウェアの開発をY社に委託し、Y社との間で、X社を注文者、Y社を請負人とし、Y社がソフトウェアを開発した上でX社に引き渡すことを内容とする請負契約を締結した。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。但し、民法上の原則に基づくものとする。

- ア Y社は、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行する義務を負う。Y社は、かかる義務を果たしていれば、債務不履行責任を負うことはない。
- イ X社の報酬支払義務と同時履行の関係にたつのは、Y社の目的物引渡義務であって、仕事を完成する義務ではない。
- ウ 仕事の目的物に瑕疵があった場合であっても、その瑕疵がX社の与えた指図によって生じた場合には、Y社は、その指図が不相当であることを知りながら告げなかったとしてもX社に対して瑕疵担保責任を負うことはない。
- エ X社は、Y社が仕事を完成しない間は、いつでも請負契約を解除することができる。解除によりY社に損害が生じた場合は、その損害はY社が負担しなければならない。

問31

X社はY社との間で、X社がY社に対し、X社が有する著作権を譲渡することを内容とする有償の譲渡契約を締結した。X社は契約に基づき債務を履行したが、Y社は履行期が経過しても、代金の支払を行わなかった。そこで、X社はY社に損害賠償請求をしたいと考えている。ア～ウを比較して、債務不履行に基づく損害賠償に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

（この問題には選択枝エはない）

- ア Y社が負うのは金銭債務であるから、Y社は、不可抗力を理由に債務不履行に基づく損害賠償責任を免れることができない。
- イ X社が有する債務不履行に基づく損害賠償請求権は、債権者であるX社が損害を知った時から3年で、時効によって消滅する。
- ウ 債務不履行に基づく損害賠償請求をするには、X社は損害の発生及びその額を証明しなければならないのが原則である。しかし、本件の場合には不履行となった債務が金銭債務であるから、これらの証明をしなくても、法定利率によって定まる損害の賠償請求をすることができる。

問32

作家甲のミステリー作品Aを、映画会社X社が映画化しようとしている。X社は、甲のマネージャーである乙との間で、乙が原作使用許諾に関する代理権をもっていることを前提として、原作使用許諾契約を締結した。ア～ウを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 実際には甲が乙にAの原作使用許諾に関する代理権を付与していなかった場合、X社は甲に対してX社と乙間の契約を認めるかどうかを催告することができ、甲が拒否すると契約の効果は甲には及ばず、X社は映画を製作することができない。
- イ 実際には甲は乙にAの原作使用許諾に関する代理権を付与していなかったが、契約締結後甲が亡くなり、唯一の法定相続人であった乙が甲を相続した。契約条件に不満をもっていた乙が、相続によって承継した甲の立場で契約を追認しないとした場合、X社は映画を製作することができない。
- ウ 実際に甲が乙にAの原作使用許諾に関する代理権を付与しており、乙が、契約書に乙の名前を出さず、甲の名前のみを当事者として記載し、持参した甲の印鑑を押して契約を締結した場合、乙が行った代理行為は有効であり、X社は映画を製作することができる。

問33

X社は、インターネット上で誰でもアクセスできる掲示板サービスAを提供することを検討している。そこで、X社の法務部の担当者甲は、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の内容を確認している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 投稿された書き込みが大量となった場合、掲示板サービスAの提供を円滑に行えるようにするためであっても、投稿された書き込みのデータをサーバーに複製することはできない。
- イ インターネット上での広告は商標の使用にあたらなため、インターネット上の掲示板でブランド品の販売の申出をすることは、商標権の侵害に該当することはない。
- ウ インターネット上の掲示板に書き込みを行ったということは、特に二次利用の利用規程を定めていない場合であっても、書き込みの二次利用について明示又は黙示の許諾をしたもの、あるいは権利を放棄したものと考えられる。
- エ 誰でも無償でアクセスできるインターネット上の掲示板に情報が掲示されている場合は、当該情報を紙面上で閲覧するためにプリントアウトするという複製行為について、権利者の黙示の許諾があると認められる。

問34

X社は、複数社が各々運営する複数店舗を擁するインターネットショッピングモールを提供し、運営することを検討している。そこで、X社の法務部の担当者甲は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）を確認している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社の運営するインターネットショッピングモール内の店舗による情報の提供自体によって生じた権利侵害だけでなく、その流通している情報を閲覧したことにより詐欺の被害に遭った場合にもプロバイダ責任制限法の対象となる。
- イ X社は電気通信事業法における「電気通信事業者」に該当しないため、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」には該当しない。
- ウ X社は、商標権を侵害されたと主張する者から、発信者情報の開示を求める書面を受領したとしても、当該開示請求者の権利が侵害されていることが明らかでなければ、発信者情報の開示請求に応じる義務はない。
- エ X社がある時点で情報の送信を防止するための措置を講じていれば、それまでの間に当該情報の流通によって損害が生じていても、X社はその損害について責任を問われることはない。

問35

ア～エを比較して、著作権等管理事業法に関する記述として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 使用料規程は文化庁に届け出され、かつ公示されているが、そこに定められた使用料の額について、交渉して減額することは許される。
- イ 使用料規程を改訂する場合、管理事業者は利用者又はその団体から予め意見を聴取しなければ、改訂の効力を生じない。
- ウ 管理事業者は、過去に許諾した著作物の使用料を支払わなかった利用者から別の著作物の利用許諾を求められた場合、当該利用許諾を拒むことができる。
- エ 個人事業主は、当該法律に基づき著作権等管理事業を行うことはできない。

問36

出版社X社に勤務する甲は、著作権者から独占的利用許諾を受けて自社のウェブサイトに掲載している美容関連の写真及び文章からなる著作物Aが、キュレーションサイト（まとめサイト）と呼ばれるY社のウェブサイトに掲載されていることを発見した。ア～エを比較して、X社の対応に関する説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社は、Y社が著作物Aを利用していた全期間にわたる損害について、債権者代位権に基づき、Y社に対して損害賠償請求することができる。
- イ X社は、独占的利用許諾を受けた地位に基づいて、Y社に対して損害賠償請求をすることは一切できない。
- ウ Y社が著作権者から利用許諾を受けて著作物Aを利用している場合、X社は、Y社に対し差止請求することはできない。
- エ Y社がY社のウェブサイトにおいて、出所が出版社X社のウェブサイトであることを明らかにしている場合、X社は、Y社に対し権利行使することはできない。

問37

X社は、中国においてX社のコンテンツの著作権及び商標権を侵害していると考える企業に対する侵害訴訟の提起を検討している。X社の法務部の甲と乙は、当該侵害訴訟の提起に関して会話をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「訴訟提起前の侵害行為の証拠収集に際して注意すべきことはありますか。」
乙 「行政摘発や税関差止めを行わず初めから民事訴訟を提起する場合、公証認証手続を経た侵害行為に関する証拠を収集することが望ましいです。これは、中国では、訴訟において虚偽証拠が提出されることもあり、証拠の真正性を争うことが多いからです。」
- イ 甲 「公証認証手続を経ない場合、何か別の手段をとることは可能なのでしょうか。」
乙 「既に行政摘発や税関差止めをしており、その後に訴訟を提起する場合には、行政処分決定書や税関の処分決定書等を侵害行為の証拠として提出することができます。従って、このような観点からも、訴訟の提起より前に、行政摘発や税関差止めをすることは有益です。」
- ウ 甲 「収集した証拠は、いつ頃どのように裁判所に提出するのでしょうか。」
乙 「口頭弁論終結時までには、裁判所と相手方に証拠を提出しなければならないことが、民事訴訟法に規定されています。」
- エ 甲 「中国では、勝訴判決を得ても判決の執行が難しく、実効性に欠けるといいうわゆる執行難という問題があると聞いていますが、何か対策はあるのでしょうか。」
乙 「2013年に改正された民事訴訟法では、執行を拒否する被執行人の出国制限、メディアへの情報公表等が可能となるなど、執行難の問題は改善しつつある、という評価もありますが、可能であれば、民事訴訟提起前に先方の資産を調査し、提訴と同時に財産保全の申立てを行っておいたほうがよいと思います。」

問38

映像製作会社X社は、TVアニメーションの製作及びその映像媒体製品の販売を行っている。ある日Y県の警察署からX社に対して電話があり、「被疑者丙が、貴社発売のDVDを含む大量のDVDを複製しインターネットを通じて販売していたため、被疑者丙を自宅で逮捕し、DVDを押収した。については、関係書類を貴社に送付するので、押収したDVDが違法複製であることを確認するためのDVDのサンプルを返送してほしい。」とのことであった。Y県の警察署からの連絡によると、大量に複製されていたX社発売のDVDは、TVアニメーションAであった。TVアニメーションAの製作は、制作委員会方式をとっており、出資者がその出資比率に応じて著作権を共有している。この状況への対応について、X社のプロデューサー甲が法務部の部員乙に相談を行っている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「DVDのサンプルを返送してほしいという要請があったということは、Y県の警察署は、わが社DVDの違法複製について、わが社の告訴なしに捜査手続を進めているということですか。」
- 乙 「押収した大量のDVDの中にわが社製品も含まれていたことから、Y県の警察署が任意で連絡してくれてくれたと思われま。わが社のDVDの違法複製について、警察はわが社の告訴がなくても捜査手続を行うことができますが、検察はわが社の告訴がなければ起訴することはできません。」
- イ 甲 「TVアニメーションAの著作権に対する侵害ということですが、被疑者丙に対しては、どのような内容の刑事罰が科せられる可能性がありますか。」
- 乙 「まず、販売目的で大量のDVDの複製を行っているため、著作権法上の私的使用のための複製に該当せず、複製権侵害として刑事罰が科される可能性があります。具体的には、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると法定されています。また、被疑者丙は、販売目的でこれらDVDを所持しているため、頒布権を侵害する行為とみなされ、複製権侵害と同じ重さの刑事罰が科されま。す。」
- ウ 甲 「被疑者丙には共犯者が存在するようで、インターネット上で被疑者丙の違法DVDの販売ページが依然運営されているようです。Y県の警察署の対応に加えて、民事的にも何かアクションを起こせないでしょうか。」
- 乙 「現在も著作権侵害行為が続いているので、差止請求権の行使が考えられます。但し、TVアニメーションAは共有著作物であるため、差止請求権の行使には制作委員会の出資者全員の合意が必要です。」
- エ 甲 「調査した結果、被疑者丙の違法DVDの販売と、わが社の真正品DVDの販売の落ち込みに因果関係があることがわかりました。被疑者丙に対して損害賠償を請求したいのですが、被疑者丙の財産がどこにあるかも不明なため、実効性に乏しいですか。」
- 乙 「被疑者丙の財産を特定すべく民事上の各手段を検討しますが、それに加えて、被疑者丙の刑事罰が罰金刑で確定した場合は、納付された当該罰金から国の諸費用を控除した残額が、被害者であるわが社に対して還付されます。」

問39

図1は、政府模倣品・海賊版対策総合窓口が2016年に受け付けた相談案件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかな327件について、その知的財産権・関連法令別の相談案件の割合を円グラフで示したものである。これについて、映像製作会社X社の企画部の部員甲と知的財産部の部員乙が会話をしている。ア～ウを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）（出典：「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」，2017年6月，政府模倣品・海賊版対策総合窓口）

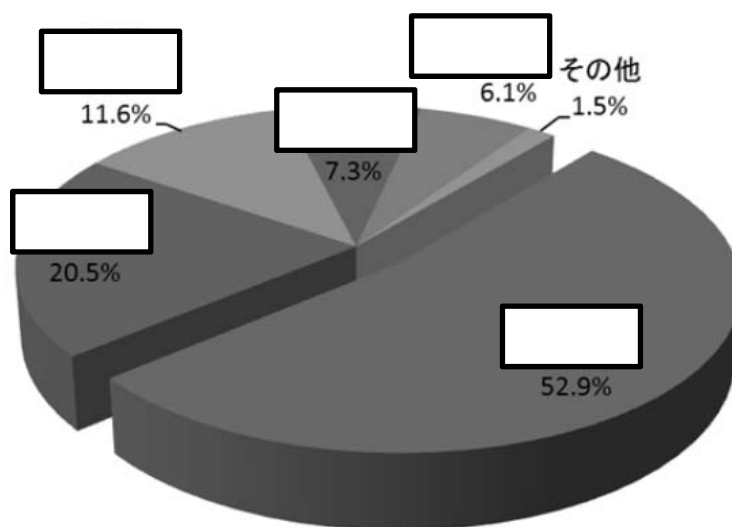


図1 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合
(2016年 計327件)

- ア 甲 「図1の5つの空欄には、特許権、意匠権、商標権、著作権、不正競争（順不同）が1つずつ入るようですが、このうち、1番目と2番目に多い相談案件として合計73.4%を占める知的財産権は、どんな知的財産権ですか。」
- 乙 「1番目に多い件数は著作権に関するもので、2番目は商標権です。これは、2004年から2016年の相談案件の累計と同じ順位となります。」
- イ 甲 「日本国内に流入する知的財産侵害物品に対しては、水際で取り締まってもらうことが重要と考えます。税関の輸入差止件数を知的財産権・関連法令別に分類した場合、1番目と2番目に多い知的財産権は、どんな知的財産権ですか。」
- 乙 「2016年の輸入差止件数で、1番目に多い件数は商標権に関するもので、2番目は著作権です。」
- ウ 甲 「わが社発売のDVDの海賊版がアジアを中心に回っているため、国内のみならず海外でもヒットしそうな内容のコンテンツをせっかく製作しても、海外での収益が伸びず、製作費が回収されないケースが増えています。海賊版の流通を防ぐために、何かよい手立てはありませんか。」

【第30回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- 乙 「製作費が回収されない状況で、各国の不特定の侵害者に対して、わが社が単独で民事や刑事のアクションを起こすことは、費用の面からも限界があります。しかし、同じような課題を抱えている映像製作会社は多いはずですから、わが社が属している業界団体を通じて、日本政府の知的財産権の海外における侵害状況調査制度（協議申立制度）を利用することを検討しましょう。但し、申立受理後、調査実施の可否決定がされるため、必ず調査が実施されるとは限りません。」

問40

出版社X社は、小説等の日本国内外での出版を検討している。ア～エを比較して、海外ライセンス事業部の部員甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア Y国国民の作家の小説を日本国内で出版しようと考えている。その小説は、1980年にY国で最初に発行されており、Y国内において著作権の存続期間中である。Y国のベルヌ条約への加盟は1998年であるが、ベルヌ条約には遡及効の原則があるので、その小説は、日本国の著作権法上の保護対象となる。
- イ Z国国民の写真家の写真集を日本国内で出版しようと考えている。その写真集は、1990年にZ国で最初に発行されており、Z国内において著作権の存続期間中である。Z国はベルヌ条約に加盟していないが、WTO加盟国である。Z国のWTOへの加盟は2005年であるが、TRIPS協定には遡及効の原則があるので、その写真集は、日本国の著作権法上の保護対象となる。
- ウ W国出版社が2016年にW国で最初に出版したコンピュータ・プログラムのCD-ROMが同梱されたIT雑誌を、日本国内でマニア向けに出版しようと考えている。W国はWTO加盟国ではなく、WIPO著作権条約の加盟国でもないが、ベルヌ条約加盟国である。従って、同梱されるコンピュータ・プログラムは、日本国の著作権法上の保護対象となる。
- エ 日本国国民の漫画家の漫画単行本をV国で出版しようと考えている。その漫画単行本は、2010年に日本国で最初に発行された。漫画家から、V国文化に沿った漫画内容の改変を現地代理店が行うことについて著作者人格権を行使したいとの申出があったが、V国はWTO加盟国であるがベルヌ条約には加盟していない。従って、V国は著作者人格権を保護する条約上の義務がないことから、著作者人格権がV国で保護されているかどうかは、V国国内の法律を確認する必要がある。

問41

X社の法務部の部員甲と部員乙が、米国著作権法（米国法）と日本国著作権法（日本法）の違いについて会話をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。但し、ここでは、米国著作権法とは連邦法をいい、米国各州法を指すものではないものとする。

- ア 甲 「著作者人格権について、米国法と日本法の規定に違いはありますか。」
乙 「米国法では、公表権と同一性保持権のみが規定されており、かつ、視覚芸術著作物（work of visual art）の著作物の著作者についてのみ認められます。」
- イ 甲 「日本法では著作物が例示列举されていますが、米国法ではどうですか。」
乙 「米国法では、著作物が限定列举されており、法に規定されている著作物のみが保護されます。」
- ウ 甲 「著作隣接権について、米国法と日本法の規定に違いはありますか。」
乙 「米国法では、レコード製作者と放送事業者に著作隣接権は認められていますが、実演家には認められていません。」
- エ 甲 「米国法において、実用品の保護についてはどのように規定されていますか。」
乙 「実用品のデザインは、物品の実用面と別個に識別することができ、かつ、独立して存在し得る絵画、図形又は彫刻の特徴を有する場合にのみ、絵画、図形又は彫刻の著作物として保護されます。」

問42

ア～エを比較して、米国における共同著作物（joint works）に関して、X社の法務部の部員甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「共同著作物というためには、その寄与部分が著作物において不可分な又は相互依存する部分をなしていることが必要です。」
- イ 「著作権の共有者は、それぞれ自由に著作物を使用することができますが、その収益を他の共有者に分配することが必要です。」
- ウ 「共同著作物の保護期間は、共同著作者のうち最終生存者の死後70年の経過をもって終了します。」
- エ 「著作権の共有者は、他の共有者の書面による承諾がなければ、非独占的であっても第三者に使用許諾を付与することができません。」

問43

ア～エを比較して、フランスの著作権法で保護される著作物に関するX社の法務部の部員甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「その著作物が美的な目的を持っているか、有用性を目的としているかによって差別されることなく、純粋美術も応用美術も平等に保護されます。」
- イ 「紙などの媒体に固定されていないものであっても保護されるので、例えば、講演や演説についても保護対象となります。」
- ウ 「2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して利用することができないものが共同著作物として保護されます。」
- エ 「季節毎に変わる衣類品や装飾品についても保護対象となります。」

問44

日本の出版社X社は、日本で製作された映画のDVDを中国で発売することを検討している。ア～エを比較して、X社の法務部担当者の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 中国においては多くの海賊版が流通しており、中国における知的財産紛争の多くは著作権に関するもので占められている。
- イ 映画のDVDを中国に輸出する際には、出版物の輸入経営の許可を得た業者に、行政機関における内容審査を委託し、許可を取得する必要がある。
- ウ 映画のDVDの著作権が中国で侵害された場合には、民事訴訟、刑事訴訟を提起することが可能であるが、行政機関による救済を求めることはできない。
- エ 中国でも二次的著作物にあたる概念が存在するため、現地で翻訳等のローカライズを行う場合には、著作物の帰属について明確に定めておく必要がある。

問45

日本のIT企業であるX社は、北京にある中国企業Y社に委託してソフトウェアを製作することを計画している。X社の役員甲と法務部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ソフトウェアを保護できる知的財産権としてはどのようなものが考えられますか。」
乙 「ソフトウェアのプログラム自体が著作権で保護されます。また、ソフトウェアを、装置に関する請求項の構成部分とすること等により特許権で保護を受けることも可能です。さらに、ソフトウェアの商品名について商標権で保護を受けることも考えられます。」
- イ 甲 「海賊版ソフトウェアに対する権利行使について何か対策は考えられますか。」
乙 「ソフトウェアの著作権は登録が可能であるため、スムーズな権利行使のためには著作権の登録をしておくことも1つの方策です。」
- ウ 甲 「当該ソフトウェアの製作にあたりY社と契約を結ばなかった場合、製作したソフトウェアの著作権はX社とY社のどちらに帰属しますか。」
乙 「契約で明確に規定しなかった場合には、製作したソフトウェアの著作権は委託者であるX社に帰属することになります。」
- エ 甲 「製作したソフトウェアの著作権をX社に単独で帰属させることはできますか。」
乙 「基本的に可能ですが、著作者人格権の不行使等を契約に盛り込む等、著作者人格権に対する配慮が必要です。」

—————問題は以上です。

【第30回知的財産管理技能検定】

【1級学科】

番号 正解

問1 イ
問2 ア
問3 ウ
問4 ウ
問5 ウ
問6 エ
問7 ウ
問8 ア
問9 ウ
問10 エ
問11 イ
問12 イ
問13 ウ
問14 ア
問15 ウ
問16 ア
問17 エ
問18 ウ
問19 イ
問20 ア
問21 ウ
問22 エ
問23 ウ
問24 イ
問25 イ
問26 イ
問27 イ
問28 ウ
問29 イ
問30 イ
問31 イ
問32 イ
問33 エ
問34 ウ
問35 イ
問36 ウ
問37 ウ
問38 ア
問39 ア
問40 ウ
問41 エ
問42 エ
問43 ウ
問44 ウ
問45 ウ